

なかよし学級入級募集要項（夏季休業用）

米子市こども施設課

通常なかよし学級に通っておられる児童が、夏季休業中になかよし学級の利用を取りやめることによって発生する空き枠を利用し、**夏季休業中のみ**入級される児童を募集いたします。

1 受付期間 令和8年6月1日（月）から令和8年6月30日（火）まで

※紙による申請の場合は上記期間のうち、土、日、祝を除きます。

原則電子申請の利用をお願いします。

2 申請方法

【電子申請】

電子申請は以下の①または②のいずれかの方法で申請してください。

受付期間内であれば24時間申請可能です。



電子申請はこちらから↑

① 右記のQRコードを読み取り、申請手続きへ進む。

②米子市ホームページ（「令和8年度夏季休業中のなかよし学級利用受付について」）内の「電子申請（とっとり電子申請サービス）」をクリックする。

申請の前に、就労証明書等をご準備ください。

※申請にあたって、児童の父母及び70歳未満の同居する（同一敷地内居住含む）祖父母の就労証明書等が必要となります。写真で撮り、申請時に添付してください。

【紙による申請】

紙による申請を希望される方は、こども施設課（ふれあいの里1階）にて申請書類をお渡しします。また、市ホームページ（「令和8年度夏季休業中のなかよし学級利用受付について」）からもダウンロードできます。

○受付場所 こども施設課（ふれあいの里1階）

○受付時間 午前9時から午後5時 ※土、日、祝日を除く

○必要書類

(1) 米子市なかよし学級利用許可申請書 兼 利用料減免申請書【夏季休業用】

「家族構成欄」には、児童と同居するご家族（同一敷地内居住及び単身赴任者を含む）を全員記入してください。

(2) 就労証明書等の入級要件が確認できる書類

※児童の父母及び70歳未満の同居する（同一敷地内居住を含む）祖父母の方は次の書類の提出が必要です。（提出できない場合、原則入級できません。）

①就労の場合 ⇒ 就労（内定）証明書もしくは自営申立書

※申請日の3ヶ月以内に作成された証明書を提出してください。

※令和8年7月27日（入級日）時点の就労状況を記載してください。

※週15時間以上就労する必要があります。

②就労以外の理由で申請をされる場合 ⇒ 保育を必要とする事由申立書【様式第4号】及び以下の添付書類

添付書類一覧（理由に応じて添付書類は異なります）

①就学	学生証（コピー）または在学を証明できる書類
②職業訓練	職業訓練を受講していることがわかる書類及び受講課程のわかるもの
③妊娠・出産	母子健康手帳のコピー（母の氏名、分娩予定日のわかる部分）
④育児休業	就労証明書（「育児休業の取得」欄に取得期間の記載のあるもの）
⑤疾病	診断書又は自立支援医療受給者証のコピー
⑥障がい	診断書又は障害者手帳のコピー（障がいの程度がわかるもの）
⑦看護	診断書
⑧介護	診断書又は介護保険被保険者証等のコピー（介護の必要性がわかるもの）
⑨災害復旧	り災証明書
⑩求職活動中	求職活動申立書【様式第5号】
⑪離婚調停中 ※配偶者と別居している方	調停受付票のコピーまたは裁判所からの呼出状のコピー
⑫DV・児童虐待	申立書に相談施設・相談時期・担当者名を記入してください
⑬その他	理由を証明する書類

3 入級要件

- ・保護者及び同居する70歳未満の祖父母が、就労、疾病、就学等の理由により児童を保育できないこと。
- ・夏季休業期間中、児童がなかよし学級に通う際に、保護者又はこれに代わる者による送迎が行われること等により児童の安全が確保されると認められる場合は、児童が就学している小学校以外のなかよし学級についても利用申請することができます。
※第一希望は、原則児童が就学している小学校のなかよし学級です。
※第二希望以降については、当該小学校に就学している児童を優先して選考し、なお空きがある場合に選考を行います。
- ・夏季休業期間中、留守家庭を理由に校区外申請をされている児童も保護者および保護を承諾した先が就労等の理由により児童を保育できない場合、利用申請することができます。事前にこども施設課へご相談ください。

4 小学校夏季休業中の開級日及び開級時間について

開級日：小学校夏季休業中の平日 ※土、日、祝日は開級しません。

開級時間：午前8時から午後5時まで（延長利用の場合は6時30分まで）

5 利用料について

利用料 8,500円（延長利用の場合 9,500円）

※ きょうだい利用の場合は、上の学年の児童2人目から利用料が5,000円（延長利用の場合5,500円）となります。

※ 就学援助認定または生活保護の場合、利用料は減免となります。利用料の減免制度を申請される方は、利用許可申請書の裏面にあります「減免申請欄」をご記入ください。

※ 利用料は、納付書にてお支払いいただきます。（納期限：令和7年9月1日）

6 選考について

空き枠を超えて申請があった場合は、4～5頁記載『なかよし学級入級選考基準（夏季休業用）』に従って選考を行い、点数の高い方を優先的に入級許可いたします。

選考結果は7月中旬頃に郵送予定としております。

7 お問い合わせ先

こども総本部 こども施設課 子育て施設担当（TEL：23-5441）

または 通学している小学校のなかよし学級

明 道 090-7504-7121	啓 成 090-7504-7122
義 方 090-7597-5185	就 将 090-7504-7124
住 吉 090-7504-7130	車 尾 080-6307-4754
加 茂 090-7504-7127	河 崎 090-7504-7128
福生東 090-7504-7125	福生西 090-7504-7126
福米東 090-7504-7131	福米西 090-7504-7132
尚 徳 090-7504-7129	五千石 090-7503-2328
彦 名 080-6316-4754	崎 津 080-6323-4754
大篠津 080-6320-4754	和 田 080-6336-4754
弓ヶ浜 090-7504-8740	成 実 080-5620-6989
箕蚊屋 090-6831-0676	伯 仙 090-7504-8741
淀 江 090-8249-4754	

8 民間の放課後児童クラブについて

民間団体が運営する放課後児童クラブもあります。入所申請、開設時間や料金等の詳細については、市ホームページ（「民間放課後児童クラブ一覧」）をご確認いただき、各クラブへお問い合わせください。



←「民間放課後児童クラブ一覧」はこちら

なかよし学級入級選考基準（夏季休業用）

入級希望の申請をされた方の中から、合計基準指数の高い順に入級決定いたします。

※基準指数（父）＋基準指数（母）＋調整基準指数＝合計基準指数

【基準指数】（保護者） 父母共に選択は一つ。複数該当する場合は高指数を選択。

父および母が保育できない理由		指数
就労（自営業含む） ※1	月140時間（週35時間）以上の労働	10
	月120時間（週30時間）以上の労働	9
	月100時間（週25時間）以上の労働	8
	月80時間（週20時間）以上の労働	7
	月60時間（週15時間）以上の労働（内職を含む）	6
就学等	学校・職業訓練校等への通学（月120時間以上）	7
	学校・職業訓練校等への通学（月60時間以上）	6
妊娠・出産	出産準備や産後静養が必要な場合	6
育児休業 ※1	育児休業取得中であり、育児休業対象児童の育児のために保育できない場合	5
疾病	入院・常時病臥・精神疾患	10
	上記以外で保育できない	7
障がい	1、2級またはA判定	10
	3級またはB判定	8
看護・介護	入院・入所中の親族の常時付添いまたは別居する親族の常時看護・介護（月60時間以上）	7
	同居者の在宅の常時看護・介護（月60時間以上）	5
災害復旧	災害復旧のため保育できない場合	10
求職（起業準備含む）	求職活動または起業準備をしている場合	4
DV・児童虐待	配偶者からの暴力または児童虐待のおそれがある場合	50
その他	市長が保育の必要があると認める場合	市長が定める

※1…入級希望日時点で育児休業中であっても入級希望日から30日以内に育児休業を終えて復職する場合は「就労（自営業含む）」に該当します。

【調整基準指数】

世帯の状況	ひとり親世帯（離婚・離婚調停中・死別等）で、同居する満70歳未満の祖父母がいない世帯	15
	ひとり親世帯（離婚・離婚調停中・死別等）で、同居する満70歳未満の祖父母がいる世帯	13
	保護者が単身赴任または就学等により鳥取県西部地域以外に居住していて、児童と同居する満70歳未満の祖父母がいない世帯	3
	保護者が単身赴任または就学等により鳥取県西部地域以外に居住していて、児童と同居する満70歳未満の祖父母がいる世帯	1
児童の学年	児童の学年 1年	30
	児童の学年 2年	20
	児童の学年 3年	10
	児童の学年 4年（5・6年生は0）	5
児童の状況	入級申請児童に障がいがあると診断されている方	15

【合計基準指数が並んだ場合】

1	入級申請児童に障がいがある場合
2	入級申請児童の学年が低い方を優先
3	ひとり親世帯又は生活保護世帯の場合
4	保護者が単身赴任または就学等により鳥取県西部地域以外に居住している世帯
5	多胎児の同時利用の場合
6	基準指数の優先順位（父または母の高い方を選択し、同位の場合は、低い方で選択） ① DV・児童虐待 ②災害 ③疾病・障がい ④就労 ⑤看護・介護 ⑥就学 ⑦出産 ⑧育児休業 ⑨求職
7	世帯の状況等 [*] について、上記までの選考基準以外の状況も含めて総合的に判断し、優先度が高い世帯 [*] 世帯の状況等とは、きょうだいを含めた同居（同一敷地内含む）親族の有無、未就学児の数、同居親族の勤務終了時間、同居親族の勤務地からの移動時間、自営業の勤務地、その他親族の状況、など

* 1～7で判断できない場合は、抽選により選考する。